

-

1	新規
2	修正
3	取消

国会議員関係政治団体に関する 特例の適用期間			
平成	年	月	日から
平成	年	月	日まで

10 13
0 2 0 0

(その2)

収 支 の 状 況

1. 収支の総括表

	14	16	77	88
収 入 総 額	0	1	0	十億 百万 千 円 375
(前年からの繰越額)	0	2	0	375
(本年の収入額)	0	3	0	0
支 出 総 額	0	4	0	375
翌 年 へ の 繰 越 額	0	5	0	0

2. 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費				
金 額	0	6	0	十億 百万 千 円 0
員 数	0	7	0	人 0

(2) 寄 附						
ア 寄 附（イを除く。）の区分		R E C No.			金 額	備 考
(ア) 個 人 か ら の 寄 附		0	8	0	十億 百万 千 円 0	
(うち特定寄附)		0	9	0	0	
(イ) 法 人 そ の 他 の 団 体 か ら の 寄 附		1	0	0	0	
(ウ) 政 治 団 体 か ら の 寄 附		1	1	0	0	
小 計 (ア)+(イ)+(ウ)		1	2	0	0	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)		1	3	0	0	
イ 政 党 匿 名 寄 附		1	4	0	0	
合 計 (ア+イ)		1	5	0	0	

10 13
1 4 0 0

(その13)

3. 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表																	
項 目					141677			金 額				88	備 考				
								十億	百万	千	円						
1	経	常	経	費	0	1	0							0			
(1)	人		件	費	0	2	0										
(2)	光	熱	水	費	0	3	0							375			
(3)	備	品	・	消 耗 品 費	0	4	0										
(4)	事	務	所	費	8	0	0							375			
小 計					0	5	0							0			
2	政	治	活	動	0	6	0							0			
(1)	組	織	活	動	0	7	0							0			
(2)	選	挙	関	係	0	8	0							0			
(3)	機	関	紙	誌	0	9	0							0			
	そ	の	他	の	0	9	5										
	ア	機	関	紙	誌	の	発	行	事	業	費						
	イ	宣	伝	事	業	費											
	ウ	政	治	資	金	パ	ー	ティ	ー	開	催	事	業	費			
	エ	そ	の	他	の	事	業	費									
(4)	調	査	研	究	1	1	0							0			
(5)	寄	附	・	交 付 金	1	2	0							0			
(6)	そ	の	他	の	経	費	1	3	0							0	
小 計					8	0	1							0			
合 計					9	0	0							375			

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く）の内訳			項目別区分 備品・消耗品費		
支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考
	十億 百万 千 円				
こ の 頁 の 小 計	0				
そ の 他 の 支 出	375				
合 計	375				

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	☐	☒	
イ 建 物	☐	☒	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	☐	☒	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。） 又は貯金（普通貯金を除く。）	☐	☒	
カ 金 銭 信 託	☐	☒	
キ 有 価 証 券	☐	☒	
ク 出 資 に よ る 権 利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☒	

宣 誓 書

添 付 書 類 (別添のとおり)

1. 領収書等の写し
2. 監査意見書 (政党及び政治資金団体に限る。)
3. 政治資金監査報告書 (国会議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 7 年 3 月 26 日

政治団体の名称 川合政経研究会

会計責任者の氏名 川合由美子



※ 代表者の氏名



※ 解散の場合のみ代表者も記名押印又は署名すること。